

令和5年 第1回

教育委員会定例会会議録

令和5年1月11日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2603号
令和5年第1回定例会

日 時 令和5年1月11日(水) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	学校施設担当課長	井 谷 啓 人

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 2 高輪台小学校敷地の一部用途廃止について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和5年第1回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いをいたします。

○中村委員 分かりました。

日程第1 審議事項

1 令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第1号「令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案第1号「令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明いたします。本日付資料ナンバー1につきまして、1枚おめくりください。12月8日に教育委員と評価委員との合同で委員会を開催した際のご指摘、ご意見を踏まえ、評価報告書案として取りまとめました。本日、ご審議いただきまして必要な修正の後、議会報告、区民公表という形で進めてまいります。

報告書の表紙をおめくりいただき、目次を御覧ください。報告書は、点検及び評価の実施目的、視点、実施方法、実施概要、令和4年度評価対象事業、各事業の評価結果という項目で構成されております。また、資料といたしまして、経過そして評価委員の名簿、実施要綱をつけております。

報告書の内容に入ります。まず1番目の「小学校入学前教育の充実」につきまして、6ページを御覧ください。今年度から様式が少し変わりました。所管課による項目別自己評価について第3回会議で教育委員及び評価委員の皆様から頂きましたご意見を踏まえまして、新たに「第3回会議後自己評価欄」という欄を設けております。本事業につきましては、評価変更はございません。

中段の総合評価、二次評価を御覧ください。点検評価のまとめの部分になります。評価は継続です。1番の教員の幼児期への理解をより深めていくこと。2、家庭用リーフレットの活用策や電子データ閲覧率向上の工夫。3、区域の充実度の差について原因分析をすること。4、保幼小連絡コーディネーター協議会にて具体的取組を協議すること、と評価をしております。

今後の取組の方向性です。評価委員から頂きましたご意見を基に1番につきましては、小学校入学前教育カリキュラムを引き続き活用し、教員の理解や意識の向上を図ること。2、家庭用リーフレットについて内容がより理解できるような動画の作成などを検討していくこと。3及び4では、保幼小連絡コーディネーター協議会において、各小学校区域の取組や課題について協議、情報共有を行うなど、区全体の保幼小連携の質向上を図るという方向性を示しています。

次の事業です。「教員の負担軽減の推進」につきまして、報告書の10ページを御覧ください。自

己評価、事業の効果性、評価4につきまして、様々な支援システムの導入や人的支援の補強等により、時間外労働時間数の縮減等の効果を高く評価を頂きました。第3回会議後の自己評価は、4から5に修正をしております。

総合評価、二次評価は継続です。スクールサポートスタッフなどの評価による教員の負担軽減の推進だけでなく、人材が適切に配置され、その後の育成も含めてより効果が上がる仕組みにし、人材にとってのやりがいのある働き方、職場となっているのか確認していく必要があると評価しております。

今後の取組の方向性です。評価委員から頂きましたご意見から、教員の専門職化や職務の高度化に向けて取組を進めていくと。部活動指導に関わる指導者の技術指導だけではなく資質能力の育成など、今後の部活動の在り方について検討していくという方向性を示しております。

続きまして、「生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実」になります。14ページを御覧ください。所管課によります項目別自己評価の手法の効率性の評価3につきましては、評価委員により手法の効率性だけにとらわれず、意欲ある人がいることで、この取組自体が目的として成立しているのではないかとご意見を頂きました。第3回会議後の自己評価を3から4に修正しております。

また、二次評価は改善です。内容の見直しや新講座登録などの働きかけ、講師同士の交流の場を設けるなど、効率や効果性だけにとらわれず、改善する余地があると評価しています。

今後の取組の方向性です。評価委員から頂いたご意見を基に、マッチング制度の充実や事業のオンライン化について、「学びたい人」と「教えたい人」双方にとって安全で安心して実施・参加できる方法を検討するという方向性を示しております。

次は18ページを御覧ください。「総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の活性化」についてです。こちらは二次評価を継続としまして、令和5年には新たに三田においても設立が予定されています。さらに他地区での設置を検討する中、スポーツ活動だけでなく、文化活動にもより一層活動の幅を広げ、行政側の支援と地域が一体となり、継続的に活動できるよう支援することが必要と評価しております。

今後の取組の方向性です。評価委員から頂いたご意見を基に、補助金交付終了後の運営や後継者の育成など、よりよい運営方法について検討していくことや令和5年度に設立予定の（仮称）スポーカル三田については、設立準備委員会の中で、あらかじめ幅広い文化活動をプログラムに入れることを検討していくことなど、スポーカル間の交流や多世代間の交流なども図りながら、地域の核となる事業活動となるよう進めていくという方向性を示しています。

最後に22ページを御覧ください。「学校図書館との情報交換の促進」についてです。こちらの二次評価は継続です。学校図書館での情報交換から連携に発展すると、多様な年代や異なる立場の交流・連携がよい効果を生み出すことにもつながると評価しております。

今後の取組の方向性です。評価委員から頂きましたご意見を基に、学校図書館等資料展示会を学校図書館関係者や施設の職員にとっての適切な資料選定の機会として活用できるよう、現行の幼稚園、保育園、小・中学校から参加対象の施設の拡大を図ること。学校図書館関係者と区立図書館と

の情報交換を中長期的な視点で継続していくという方向性を示しております。

以上、報告書の内容について説明をいたしました。この教育委員会で承認の後、区議会報告、そして区民公表の上、着実に取組を進めてまいります。

ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 12月8日に意見交換をしましたが、その意見交換を踏まえて、さらに加筆したようなところがあれば、紹介していただければと思います。

○教育長室長 例えば図書の中で行きますと、選書についての助言、また力量を高めたりしている点が意義深いという項目から、また、各図書館の地域特性に応じた独自の企画や運営の工夫を全区的なものにすることが必要だというようなご意見のところから、学校図書館の「今後の取組の方向性」の3番のところですが、学校図書館関係者と区立図書館との情報交換を中長期的な視点で継続するというようなことや、二次評価の中の良書を選書する力量をそれぞれが備えることにより、全体のレベルアップにつながるというような表現につながっているところでございます。そういった意見からこちらの二次評価を書き込んだという形になっております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第1号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようでございますので、議案第1号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 高輪台小学校敷地の一部用途廃止について

○教育長 次に、議案第2号「高輪台小学校敷地の一部用途廃止について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第2号「高輪台小学校敷地の一部用途廃止について」ご説明いたします。審議内容です。高輪台小学校校舎（プール棟）の増築に伴い、建築基準法令に基づき道路状に整備した敷地の一部について、道路区域に編入するため用途廃止いたします。

項番1「学校の略歴」です。高輪台小学校については、昭和10年に竣工し、平成17年に大規模改修、体育館の増築工事を行っています。また、平成22年に隣接地を取得し、令和2年6月にプール棟を増築いたしました。本日ご審議いただく内容は、この隣接地の取得、プール棟の増築に関わるものであり、図を用いまして内容をご説明いたします。

資料を2枚おめくりいただきまして、参考図1-1を御覧ください。これは平成22年の用地取得前の学校の状況であり、青色の線で示した範囲が学校敷地になります。

続いて資料を1枚おめくりいただき、参考図1-2を御覧ください。これは隣接地を取得し、プール棟を増築した後の学校の状況を示しています。薄い黄色で塗りつぶした範囲が、平成22年に

取得した隣接地になります。また、緑色で示した線が、令和2年に増築したプール棟の外形になります。もともとの敷地と購入した用地にプール棟を増築いたしました。

図の中で、赤色で示した範囲が、今回道路区域に編入するため用途廃止する敷地の位置を明示したものです。これは建築基準法令の規定に基づき、幅員が4メートル未満の前面道路の中心線から、2メートルセットバックした範囲になります。建築基準法では、新築や増築する際には、建築確認申請を行い道路中心線から2メートルの範囲については、道路とみなし門扉や塀などを建築することはできません。

区では安全で快適なまちづくりを目指し、将来にわたり道路幅員を4メートル確保するための細街路拡幅整備事業を進めており、セットバックした範囲を区道の規定に基づき整備し、道路区域に今回編入するものです。

お手数ですが、資料の1枚目にお戻りください。項番2「行政（教育）財産の用途廃止について」です。財産の表示については（1）に記載のとおりで、学校敷地6806.82平方メートルのうち34.57平方メートルを用途廃止いたします。

次に（2）用途廃止の理由及び用途廃止後の措置についてです。理由については、先程までの説明のとおりで、用途廃止後は街づくり支援部に所管換を行い、道路法に基づき告示されることで道路区域に編入。つまり区道の一部となります。

お手数ですが、資料を4枚おめくりいただきまして、右肩に参考図2と示された資料を御覧ください。これは道路法に基づき告示される資料に色をつけて加工したもので、上段の図が案内図、下段の図が詳細図になります。詳細図で黒塗りされた範囲が、今回新たに区道に編入される区域になります。

また資料を1枚おめくりいただきまして、参考図3を御覧ください。これは今回のプール棟の増築に係る前後の前面道路と敷地との関係を示した写真になります。上が整備前の写真、下が整備後の写真になります。赤色の線は、整備前と整備後ともに同じ位置を示しており、建築基準法令に基づきセットバックした範囲で、建築基準法上、道路とみなされる範囲を示しています。上の写真では、縁石が入った範囲までが道路法上、道路の区域です。下の線では、赤色の線までを道路法上も道路区域とするため、縁石などを移設しています。道路区域に編入後は、将来にわたり区道として管理されることになります。

大変雑駁ではございますが、説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第2号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたがけれども、委員の皆様、または説明員の皆さんからその他、何かございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 ないようですので、これをもちまして閉会といたします。次回の臨時会は、1月23日月曜日、午前10時からオンラインで開催の予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博